

岐阜県告示第四百二十七号

岐阜県屋外広告物条例による地域、場所及び物件の指定に関する告示（昭和五十四年岐阜県告示第二百二十四号）の一部を次のように改正し、平成三十年八月三十一日から適用する。

平成三十年八月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

別表一の表9の項中「関市大字平和通地内の一般国道四百十八号との交点」を「美濃加茂市・関市境」に、「関市小屋名」を「関市山田」に改め、同表18の項及び40の項中「一般国道二百四十八号」を「県道関本単線」に改める。